

高松院・高松宮・双林寺宮

——『山家集』所載贈答歌一対存疑(上)・補訂——

△▽

犬井善壽

本誌前号(第十一号・昭和六十二年1月刊)において、稿者は、『山家集』所載贈答歌一対存疑(上)——『覚網集』所載覚網詠歌との関連において——なる一文を草した。

『山家集』の雑部に収められている、

秋ごろ、風わづらひける人をとぶらひたりける返事に

九二〇 きえぬべき露の命もきみがとふ ことのはにこそおきゐられけれ

かへし

九二一 ふきすぐる風しやみなばたのもしみ あきのゝもせの露の白玉

という贈答歌のうちの贈歌(九二〇番)が、『覚網集』に載る、

わづらひ侍しころ、ある宮ばらより、御とぶらひのありしかば

六六 きえぬべきつゆのいのちもきみがとふ ことのはにこそをきゐられけれ

という歌と合致すること、前者が「風わづらひける人」から西行への贈歌であるのに対して、後者は覚網から「ある宮ばら」への病氣見舞返礼歌であり、両者の間に、詠者と受け取り手に関して齟齬するところがあると、以上の二点を証拠事実として提示し、『山家集』の現存形態の本文の性格を探ることを立証課題とするの

が、前掲の拙論である。尤も、未完であり、この件に関わる『山家集』の本文の性格についての私見は、「下」に示す予定で、全くと言ってよい程、言及してはいないが。

その論証の過程において、稿者は、『覚綱集』六六番歌の詞書に言う「ある宮ばら」を、『山家集』の七五五番詞書に言う「あるみやばら」と同一人物であろうと推測し、鳥羽院皇女である双林寺宮（阿夜御前・綾雲尼）であろうと推定した。覚綱および西行の存命中の皇子・皇女で、覚綱と西行が「ある宮ばら」即ち「宮輩」もしくは「宮腹」と呼んで、和歌の面で交流を持ち得る人について、消去法によって探り出してみた、一つの可能性であった。尤も、「ある宮ばら」を双林寺宮であると立証することが、前掲拙論の中心的な立証課題であったわけではないのであるが。

然るに、拙論の別刷を御高覧に供した井上宗雄氏・松野陽一氏から、直後に、中村文氏の最近の御論考に「源有房考」があり、その論に高松院・高松宮・双林寺宮に関する御発言がある、との御教示に与った。なおかつ、井上氏の御高配・御幹旋により、中村氏御自身から、「立教大学日本文学」第五十七号（昭和六十一年12月刊）所載のその「源有房考」という御論考の別刷の御恵送に与った。

中村氏の御論考は、その論題に示されるように、源有房の伝記考証を中心的課題とされるものであるが、その第六節にあたる「高松宮歌合と石清水歌壇」の節は、前掲拙論と重なり合うところが大きく、なおかつ、拙論が、中村氏の御論を含めて、多くの先覚の御研究を参照することを怠った、極めて不十分な検討であったことを教えられるところが甚だ多い。また拙論が、先覚の御検討があるにもかかわらず、証拠の吟味を怠った結果、重大な誤りを犯していることも、教えられるところがある。前掲拙論の怠慢を深く恥じながら、中村氏の御論を拝読したことを告白しておく。

中村氏の御論考を拝読したことを契機として、稿者なりの検討を試みた結果、拙論旧稿は、その「下」において『山家集』現存形態の私見を報告するよりも前に、高松院・高松宮・双林寺宮の件について、訂正と補正とを行なう必要がある、と痛感するに至った。本号には前掲拙論の統稿「下」を投稿すべく申請を済ませておいたの

ではあるが、編集委員長の御了解を得て、急遽、「上」の補訂としての本稿を報告させていただくことにした。上下に二分割して報告するものを、「下」の報告の前に補訂する、という不手際をおわびしたい。

△二V

中村氏の御論考における「高松宮歌合と石清水歌壇」の節の立証課題は、

有房は（中略）、高松宮歌合に於ても自身の周辺歌人に参加を呼びかけるといった企画者、或いは陰の主催者の役割を果たしたと推測される。

ということであり、この立証課題に則して、

有房は今撰集・治承三十六人歌合・月詣集には入るものの、総じて当代の評価の低い歌人であるが、当時の歌壇の主流であった歌林苑・閑院流・御子左家等から離れた、石清水文芸サークルや高松宮サロン等の場に於ける活動や役割からその位置づけは再検討される必要がある。

という提言をなされたものであるが、その論証過程において、「高松宮」のもとに「一つの文芸サロンが成立していたかと想像される」という推測を試みられた。その推測の前提として、「高松宮歌合」の主催者について、従来、この高松宮歌合は二条天皇中宮であった高松院姝子内親王の許での催しと考えられてきた。しかし、（中略）当歌合の主催者高松宮は高松院姝子内親王とは区別して扱うべきであろう。

という新見解を、『有房集』『覚綱集』『月詣集』の記載——次節以下に取り上げる——を証拠として、提示された。ここに示された「高松院」と「高松宮」は別人であるとする御見解は、両者を同一人物として、中村氏の言われる「従来」の考え方に従っていた前掲拙論の考証に、何がしかの修正を求めることになる、かなり大きな問題点である。

中村氏の御論考には、いま一つ、重大な新見の御提示がある。それは、氏の言われる「高松宮サロン」の想定のためにも重要な御発言であり、拙論旧稿の、『覚綱集』と『山家集』に見える「ある宮ばら」を双林寺宮と想

定したことで、根本的に相反することになる御見解でもあるのだが、

帝王編年記に列挙される鳥羽院皇女を本朝皇胤紹運録と照らし合わせてみると、高松宮に該当する皇女は

「姫宮高陽院姫宮是也。 雙林寺宮。母光清法印女。」 「姫宮母中納言実衡女」の両者に絞られる。

とした上で、二人の姫宮について、証拠として『今鏡』『定能卿記』『月詣集』の記事——次節以下に取り上げる——を提示され、

呼称の点からは雙林寺宮と高松宮とは別人であったと考えざるを得ない。しかし、この皇女の周辺を探ってゆくと、人間的関係から考えて高松宮が雙林寺宮であった可能性はなお捨て切れないものがある。

とされた、「高松宮」は「双林寺宮」である可能性があるとこの御見解がそれである。さきに本節の冒頭に引いた、この御論考の「高松宮歌合と石清水歌壇」の節の立証課題の御発言の前に、

現段階では高松宮が雙林寺宮であるとする考え方は一つの蓋然性として提出するに留めざるを得ないが、

と、氏は遠慮勝ちに述べておられるが、「それを一応肯定するならば」という言葉を置いて、前引の立証課題の御発言をされるわけであるから、中村氏の「高松宮」を「双林寺宮」とする御見解は、かなりの自信を持っての御発言であろうと思う。

さきにも述べたとおり、前掲拙論は、高松院と高松宮とを同一人物とし——というよりも、中村氏の言われる「従来」の考え方に従って——、従って双林寺宮は双林寺宮という別人物として、「ある宮ばら」を「双林寺宮」と推定したわけである。それを、中村氏は、「高松院」と「高松宮」とは別人物であり、「高松宮」は「双林寺宮」である可能性・蓋然性があると説かれる。中村氏の御見解が正鵠を射たものであるのなら、前掲拙論の中の、『覚綱集』『山家集』に言う「ある宮ばら」は「双林寺宮」である可能性がある、という推測は、全て誤りということになり、取り下げる必要が出て来る。そうして、その考証が前掲拙論の中心的立証課題であったわけではないにしても、『山家集』の現存形態に関する稿者の設けた立証課題は、論証過程の部分に何がしかの修正を要することになるわけであるから、中心的立証課題つまり結論にも誤差が生じる、という惧れなしとしない。

「下」に先立って本稿を報告する所以である。

ちなみに、「高松院」と「高松宮」とを別人と見る考え方は、今回の再検討で知ったのだが——当然、前掲拙論で参照すべきであったが——、中村氏以前に、海野泰男氏が、大著『今鏡全釈下』²において、「腹々のみこ」の章の「高松の宮」に関する「語釈」として、

③の高松院と同一人かどうかが問題。(1)『帝王編年記』とここには挙げてないが『皇親系』が、高松院のほか高松宮、という皇女を記していること、及び(2)「紹運録」にのみ見える姫宮(母中納言実衡女)が、祖父権大納言仲実が高松と号し(『尊卑分脈』)ているところから、高松宮と呼ばれる可能性があり、事実『皇親系』は高松宮の母を実衡女としていることの二点から、高松院姝子と別人と考える。『皇親系』は「紹運録」の②と同一人とする。

と考察しておられる——『帝王編年記』『紹運録』については、次節以下に取り上げる——。また、「高松宮」を実衡女腹の鳥羽院皇女とする見方は、中村氏が御論考において参照しておられるとおり、竹鼻績氏が、『今鏡全訳注(下)』³の「腹々の御子」の章の〈補説〉の四において発言をしておられる——『今鏡』については、次節以下に取り上げる——。

このように、『今鏡』の「腹々のみこ」の章の「高松宮」のとらえ方にはじまって、有房伝のための「高松宮歌合」のとらえ方のためにと、「高松院」と「高松宮」の把握のし方について、中村氏の言われる「従来」の考え方に対する修正意見が提出されはじめている昨今であるわけで、本稿において、稿者なりに、「高松院」「高松宮」「双林寺宮」について吟味検討することは、拙論旧稿の補訂であるにしても、無意味なことでもあるまい、と思う。

△三△

最初に、「高松院」について、角田文衛氏の「高松女院」という御論考⁴に導かれつつ、稿者なりに、諸文献資

料を整理してみた。ちなみに、角田氏は、『平安朝歌合大成』によって、諸資料に見える「高松宮歌合」をこの「高松院」の主催と認定しておられる。

高松院は、鳥羽院の皇女であり、二条天皇の中宮となり、出家の後、女院に列せられ、「高松院」の院号定めがあった、「妹子」である。皇室に関わる諸系譜類の中である程度の信用を得ている文献で、その「妹子」を探ってみると、まず、『帝王編年記』(永祐一二九〇—一三三〇編。成立年代未詳。後伏見院一二九八—一三〇一在位までを載せる)の鳥羽院の「皇女」の項に、

上西門院統子母同崇徳院 禮子内親王号一品宮 八条院暲子母同近衛院 高松院妹子母同 華園宮伊勢宮 高陽院叡子母同

准三 后 妍子内親王伊勢宮 頌子賀茂宮 頌子賀茂宮 高松宮

とある。妹子は、鳥羽院の第四皇女で、母は近衛院と同じ、即ち美福門院藤原得子ということになる。同書の二条院の「中宮」の項にも、

妹子 高松院鳥羽院皇女、母美福門院 元中宮

と記されている。

一方、『本朝皇胤紹運録』(撰者は洞院満季?—一四三一出家。称光天皇の命で応永三十三年一四二六に撰進)の記すところは、これとは少々異なっている。鳥羽院の皇女を全て示すと、

禮子内親王齋院。号一品宮。

上西門院統子本恂子。永曆元出家。法名真如理

妍子内親王齋宮。准后。号吉田齋宮。

叡子内親王准后

八条院暲子内親王。准后。建曆元六廿六崩。七十五

高松院妹子。二条院后。安元二六十二崩。三十六

頌子内親王齋院

母左大臣実能公養女

詢子内親王齊院准后
母同上西

姫宮高陽院姫宮是也。双林寺宮
母光清法印女

姫宮母中納言夷衡卿女

とある。『本朝皇胤紹運録』によれば、姝子は、『帝王編年記』の記載とは違って、鳥羽院第六皇女で、その母は八幡別当光清女ということになる。

いま一つ、歴代の女院について整理している『女院小伝』（作者は未詳。後光厳院を「当今」と呼んでおり、
 応安四年（一二七二）六月二十三日の後光厳院の讓位までの間の成立か）は、

高松院。姝子。二条后。鳥羽第四女。母美福門院。久安二二十七着袴。関白結御腰。仁平四八十八為内親王。

十四。久寿三三五入太子宮。二条院。十六。保元二正廿三准三后。十七。同四二廿一為中宮。十九。永曆元八十九為尼。

御惱故。廿。應保二二五。癸酉。院号。廿二。安元二六十三御事。廿六。実相覚。

と記している。高松院の略伝の要領のよい整理であるため全文を示したのだが、これによれば、姝子は、鳥羽院第四皇女、母は『帝王編年記』の記載と同じ、美福門院ということになる。

前掲拙論は、『本朝皇胤紹運録』の記載によって検討を試みたものではあるが、かような大きな差異が、諸文献の間で見られるわけで、より厳密な検討が必要になる。特に、『帝王編年記』も『本朝皇胤紹運録』も『女院小伝』も、後代の編集に成るもので、何らかの史料に基づいてはいようが、その証拠価値は必ずしも高くない。そこで、以下、姝子の存命中に記された貴族の日録など、証拠価値の高い証拠によって、姝子の略年譜をたどってみたい。

姝子の誕生は、『女院小伝』で迎れるように、永治元年（一一四一）の、八月八日であり、『一代要記』等の編集史料にも記されるところである。その着袴の件が、藤原頼長（一一二〇～一一五六）の日記『台記』の久安二年（一一四六）二月十七日の条に、

皇女着袴、法皇少子、皇后新生、生年六歳、其儀如例、
俗号之姫宮、未下親王官旨

と記されている。姝子は、幼時は「乙姫宮」と呼ばれていたようであるが、同じ『台記』の久寿元年（一一五四）八月十八日の条に、名を「寿子」と定め、内親王とした件が載り、同月二十九日の条に、更に改名があった件を記して、

頭光頼朝臣来曰、内親王、改寿子、為姝子者、示可書下之由、即書擅紙、授之、

とある。「姝子」と呼び得るのはこの日以後ということになる。姝子は、この二年後の保元元年（一一五六）、後の二条天皇、東宮の守仁親王の女御となる。中山忠親（一一三二～一一九五）の日記『山槐記』の保元元年（久寿三年）三月五日の条に、

今夜、姫宮入太子宮、一院裏宮子也、母美福門院也。先是依御調度行事、大理殿、申刻、令參東宮給、直女也。

に始まる記事が載り、平信範（一一一七～一一二七）治承元年（一一七七）出家の日録『兵範記』の同日の条にも、

今夕、姝子内親王法皇御女、美福門院第三女王、去々年八月十八日被下親王宣旨、大納言成通、為勅別当、又被定家司五人職事六人、補藏人侍者御監序年預等了被參入東宮女御御年十

と、姝子が東宮女御になった件が記されている。東宮女御となるという重大な儀であるだけに、両書とも、姝子の父と母にまで割注で言及しているわけである。『山槐記』では鳥羽院の第何女か判然としないが、母は美福門院とし、『兵範記』では「美福門院第三女王」としている。姝子の母は美福門院とすることである。前掲『紹運録』が八幡別当光清女を姝子の母とするのは、要検討ということになる。

東宮守仁親王が保元三年（一一五八）八月十一日に踐祚し、二条天皇となり、翌保元四年（平治元年）二月二十一日、女御であった姝子の立后となる。『山槐記』の同日の条に、

今日、姝子内親王立后中宮職也。

とあり、『一代要記』等にもこの件が記されている。角田文衛氏が、姝子は、立后以後、永暦元年（一一六〇）の早春まで、またそれ以後も、「専ら白河押小路殿に御坐す（山槐記）」と指摘されたような事態が続いた。その後、中宮姝子は出家する。その件については、『山槐記』の永暦元年八月十九日の条に、

今晚、中宮依御惱、危急有御出家云々、院、去夜有御幸、暁天還御云々、先々此事御発心之由、粗有其聞、

然而、依上皇御制止、不令遂御也、今有御幸、有此事、還御前後之条、不知事也、御年廿云々、大悲事也。とある。病による出家後の姝子については、

幸にも中宮は、奇蹟的にこの重患から助かることが出来た。平安時代には、女性は出家しても、官位は失われぬ定めであった。従って姝子内親王は、垂髪の尼となり、『実相覚』と言う法名を受けてはいたが、正式には依然として中宮であった。中宮が女院に列せられたのは、応保二年（一一六二）のことであつて、院号は、上記の通り、『高松院』であつた。

という、角田氏の御整理に従つておく。姝子の院号定めについては、『成頼卿記』が最も証拠価値の高い資料であるが、稿者には調査が出来ておらず、当日の日録類での確認は後日を期したい。尤も、諸日録を見る時、『高松院』の称は、この日以前は見られず、『玉葉』¹¹の仁安二年（一一六七）七月十三日の条以降、また、『吉記』¹²の承安四年（一一七四）二月二十九日の条以降、といった具合に、以後、『高松院』の称が諸日録類に見出されることは、稿者なりに確認している。

高松院姝子の崩御は、安元二年（一一七六）六月十三日のことである。『玉葉』¹¹の同日の条に、

去夜半許、高松院崩御、日来煩給脚病、自去八日、殊以増、其上、病病相加給云々。

とあり、藤原経房も、日録『吉記』¹²の同日の条に、

今晝、高松院崩御、鳥羽院第五皇女、二条院后妃、春秋三十、院号以後落飾為尼、漸令経年序給、御惱之由、日来無其聞、如夢如幻、後聞、日来御不食、

近日御痾病云々、但人以猶不信歟、有謳哥之説歟。

と記して、その崩御を驚き、かつ悼んでいる。『吉記』が、割注において、高松院を鳥羽院の第五皇女としている点は、先程来の問題として、注意を要しよう。

「高松院」について、証拠価値の高い貴族の日録類の記載を主たる証拠として、その年譜の粗々を辿つてみた。その結果、本節の最初に整理したように、高松院は、鳥羽院の皇女で、二条天皇の中宮となり、出家の後、

女院に列せられ、「高松院」の院号定めがあった、「妹子」である、ということが確認できた。諸資料で異なるのは、妹子が鳥羽院の何番目の皇女であったか、という点と、妹子の母が美福門院であるのか八幡别当光清女であるのか、という点とである。前者については、現在のところ、確定的な断定を下す準備がない。同時代の資料である『山槐記』『兵範記』『吉記』からして、順に、数字が不明・美福門院三女・鳥羽院五女とする、といった具合であり、後に編集された系譜類では、『帝王編年記』が第四位に妹子を載せ、『本朝皇胤紹運録』は第六位に載せ、女院小伝は鳥羽院第四女とする、というふうになり、資料によって、その記載はまちまちなのである。稿者には、現在のところ、妹子が鳥羽院の第何皇女であるかを断定する準備がない。各資料の吟味と、他にも残る多くの資料における記載とを、今後も検討してみたい。

妹子の母については、決着をつけてもよいかと思われる。同時代の日録であり、証拠価値の高い、『山槐記』『兵範記』『台記』が、全て、妹子の母を美福門院得子とし、後の編集史料である『帝王編年記』も『女院小伝』も、美福門院腹の皇女として妹子を掲げているわけで、ひとり『本朝皇胤紹運録』のみが、妹子の母を「母光清法印女」とするのは、何らかの原因による誤謬と判断すべきであろうと思う。

ちなみに、『本朝皇胤紹運録』によると、鳥羽院の皇子皇女のうち、高松院を含めて四人が、光清女を母とする、とある。その記載そのままを示すと、

道憲法親王

六宮。法輪寺。
母女房美乃。八幡别当光清女。

覚快法親王

七宮。号法性寺座主。本名円世。
母同。

高松院

妹子。二条院后。
母光清法印女。

姫宮

高陽院姫宮是也。双林寺宮。
母光清法印女。

とあるわけで、皇子と皇女とで光清女の表記が異なる点がまず気に懸る。それに、『紹運録』の場合、直前の人と母が同じであれば「母同」とし、少々前に掲げられた人と母が同じであれば、例えば前に引いた鳥羽院皇女全員の記事でいうと上西門院について「母同崇徳」とするように、「母同何某」と示すことが多い。その『紹運録』

の記す型からいうと、高松院と姫宮の母が光清女であれば、「母同道惠」とでも示せばよいわけであるから、たとさら「母光清法印女」と記すのは異例である。これは後人の加筆の可能性さえある。二人の皇女の「母法印光清女」という『紹運録』の記載は、他に有力な証拠が無い限り、信用しない方が良い、こう判断したい。

以上の検討とその結論によって、稿者は、前掲旧論に関して、一つの誤謬を訂正したい。

稿者は、前掲旧論において、「ある宮ばら」を探る際、「ある宮ばら」が「宮輩」であれ「宮腹」であれ、「鳥羽院の子女の中で消去できない」人が多いことを指摘して、

ここで、注目されるのは、その中の道恵法親王と双林寺姫宮綾雲の母が、「美乃」と呼ばれる八幡别当光清の娘であって、覚快法親王と高松院姝子の母もこの人であるという事実である。(傍線は本稿)

と述べた。高松院姝子の母を、『本朝皇胤紹運録』の記載に従って、八幡别当光清の娘と見て論を進めたわけである。この点は、吟味不足による、全くの誤謬であった。いま、ここで、さきの発言を取り消すことにしたい。従って、この誤謬の上に立って推論を重ねた、

覚綱と美濃腹の鳥羽院の子女とは、高松宮を接点として、繋りがあると考えられるのである。

要するに、覚綱と西行とは、(高松院の祖父である)八幡别当光清を接点として、繋りがあるのである。勿論、直接の交友関係があったか否かは判然としないが。(括弧内は、本稿における補ない)

という発言も、修正の必要が出て来る。いま、前掲旧論の全てを改稿するいとまはないが、高松院の母を八幡别当光清女のみ(美濃)として、その美乃との関連で、覚綱と西行とを結びつけた部分だけは、取り消しておきたいと思う。かなり基本的なところでの訂正であるわけだが、この一件を取り消しても、前掲旧論の結論までも撤回する必要はない、というのが、現時点での稿者の判断である。前掲旧論の続論である「下」において、そのことは、改めて論証する所存である。

△四▽

「高松院」について、諸史料、特に、女院と同時代に生きた人々の日録を中心に、その略年譜を辿ってみた。次なる検討が、本稿の中心的課題の一つ、その「高松院」が「高松宮」と呼ばれる人物と同一人であるか否か、という問題である。

中村文氏は、『有房集』『覚綱集』『月詔集』『今鏡』に見える「高松宮」という呼称を含む記事を吟味されたわけだが、稿者も、前掲旧論において、その記事の内のいくつかについて言及したこともあり、いま一度、氏が証拠として提示された諸記事を、稿者なりに吟味することを通じて、私見を示してみることにする。

「高松宮」という呼称は、前節において吟味したような、永治から安元、そうしてその前後の、貴族の日録類には、全く見当たらないことを、まず、確認しておきたい。勿論、高松院姝子を「高松宮」と呼ぶ例も、管見には入っていない。そういう点で、中村氏が言われる「従来」の研究が、「高松宮」を高松院姝子ととらえてきたのは、安易に過ぎると言えなくはない。仮りに「高松宮」が高松院であるにとらえるにしても、少なくとも、院号宣下があった前の呼称であるのか、その以後の呼称であるのか、といった検討を踏むべきであったと思う。何しろ、高松院姝子は、幼時は「乙姫宮」と呼ばれ、実名が「寿子」「姝子」と改められた人で、「内親王」、守仁親王の「東宮女御」、一条天皇の「中宮」と呼ばれる時期を経て、院号宣下があって「高松院」と呼ばれるようになった人である。いづれの時期の姝子を「高松宮」と考えるのか、この点に関する考慮もなしに「高松宮」を「高松院」ととらえるのは、はなはだ単絡的に過ぎる、と思う。勿論、これは、稿者自身の旧論への反省をも含んでいる。

尤も、「高松宮」の名が、史料に皆無であるわけではない。まず、前節で引用した、『帝王編年記』の鳥羽院の「皇女」の項の最末尾に、

高松宮

とある事実が指摘できる。但し、稿者は、この「高松宮」という記載は、少なくとも、鳥羽院皇女としての「高松宮」という記載は、『帝王編年記』本来の記載であるとも、また『帝王編年記』書写者の誤謬であるとも、断定できない。しかし、いささかの疑問をこの記載について抱いていることは事実である。さきに引用した鳥羽院皇女九人の記載を見ると、「高松宮」以外の皇女については、必ず、その母であるとか、その号であるとか、斎宮齋院に卜定があったとか、何らかの注を付している。これは、『帝王編年記』全体について、例外はあるものの、おおむね統一的な記載の型である。鳥羽院皇女の中の「高松宮」の条にのみその注が無いのは、偶然であるのか、記載する特記事項が無いからなのか、判然としないが、異例であることに変わりはない。

いま一つ、『帝王編年記』の鳥羽院皇女の中に、「華園宮」が掲げられている事実も、「高松宮」という不明の人物の記載を疑うための傍証である。実は、鳥羽院の皇女に「華園宮」なる人がいたことは、他の文献資料では追跡できないのである。このことは、海野泰男氏が『今鏡全釈下』において、鳥羽院皇女の一覽表を作製して、指摘しておられる。それに、後代の編になるものだが、伊勢の齋宮について一覽とした『齋宮記』¹³にも、鳥羽院皇女で「華園宮」と呼ぶ人が齋宮であったとは記していない。鳥羽院皇女としては、

妍子内親王鳥羽皇女。依御極下座。在任七年。康治二年。

とあるのみである。いずれにしても、『帝王編年記』が鳥羽院皇女として「華園宮伊勢齋宮」を掲げるのは、現在の資料条件では、資料的裏付けが全く無いのである。とすれば、『帝王編年記』が鳥羽院皇女として掲げている「高松宮」も、確たる傍証が無い限り、全幅の信用をおくわけに行かないのである。

他の皇女には載る注記が「高松宮」の条には無いという事実、資料的裏付けの無い「華園宮」が記載されているという傍証、これらを以って、稿者は、『帝王編年記』に示されている「高松宮」は、『帝王編年記』のみの記述であり、そのままでは「高松宮」の人物考証のための証拠とはなり得ない、と考える。ちなみに、『帝王編年記』の史料価値について、

本書だけに記されている事実もあるが、全体としては、厳密な史料批判を要するものが多い。

という『国史文献解説』¹⁴の指摘があり、これが、歴史学の分野では常識的な判断なのである。

史料に記されているいま一つの「高松宮」は、中村氏が指摘された、藤原定家（一一六二～一二四一）の日記『明月記』¹⁵の建永元年（一二〇六）八月二日の条に載る、次のような記事である。

天晴、雨間降、已時許參上、御幸御共久不參之間、成恐之由、以越中何之、早可參由、有仰事、今日猶於所

出高松宮世号飛歌了、未時許出御、御幸鳥羽殿、中御門西、大宮南、七条西、暫入御七条殿、即又出御、此間雨降即止

（以下略、傍線稿者）

建永元年といえ、『新古今和歌集竟宴和歌』の翌年にあたり、前年に成立を見た『新古今和歌集』の切継が行なわれている時期である。事実、『明月記』の引用の八月二日の前日、つまり八月一日の条には、

雨降、參和歌所、又切継新古今、

と、定家が『新古今和歌集』の切継を行なっている記事がある。二日の条の「猶於所出高松宮歌了」というのは、定家が、和歌所において、「高松宮」の詠歌を切出したことを示しているわけである。その「高松宮」が世に「飛礫宮」と呼ばれていたというのである。

この「高松宮」が、高松院妹子をさすのか、全くの別人をさすのか、判然としない。「飛礫宮」という称も、他の文献では管見に入らない。また、定家が、「高松宮世号飛」と、殊更に注を付しているのは、「高松宮」という呼称がそれだけ特別の称であるからであろうし、「飛礫宮」の方が世に知られていたからであろうが、これ以上のことは判然としない。ただ、この記事が『新古今和歌集』の切出に關してのものであるわけだから、「高松宮」という呼称は、定家自身の用いたものではなく、切出した『新古今和歌集』に記載されていた詠者名と見る方が妥当であろう。つまり、『明月記』の建永元年八月二日の条の「高松宮」という称は、日録等の史料に筆録者（この場合、定家が用いた称ではなく、『新古今和歌集』¹⁶からの引用と見るべきなのである。ちなみに、『新古今和歌集』の切継に關する研究においては、後藤重郎氏が、切継の経過を追跡された上で、

八月二日には高松宮の歌が切出された事が知られる。この折の歌が如何なる歌であったかは定かでない。

と言われるとおり、まだその歌および高松宮については決着がついていない。『新編国歌大観』勅撰集編所収の『新古今和歌集』の「後出歌」「異本歌」の項にも、『明月記』に見える「高松宮」の切出された歌に関する研究成果は、まだ提出されていない現状である。

『帝王編年記』および『明月記』に見える「高松宮」という呼称を検討した結果、前者は全幅の信用がおけないこと、後者は切出の行なわれた『新古今和歌集』の詠者名の引用であることが判明した。要するに、史料文献には「高松宮」という称は見当らない、というわけである。この事実は注目されてよい。そうして、『明月記』の記事の検討を通じて明らかにできた、切出の前の『新古今和歌集』の詠者名としては「高松宮」という称があった、という事実は、これまた、注目されてよいと思う。

そうなのである。「高松宮」という呼称は、それが高松院であるのか別人であるのかは別問題として、和歌関係の文芸作品の場において見出せるのである。その一つが、中村氏が指摘された、『有房集』の詞書に見える、「高松宮歌合」である。いまは、その詞書が問題であるので、和歌の方は省略に従い、詞書のみを示すと、

たかまつのみやのうたあはせに、あめのうちのくさのはなといふことを（一六二）

たかまつのみやのうたあはせに、ところによりて月あかしといふことを（一九七）

たかまつのみやのうたあはせに、せきをへだゝるこひといふことを（三三六）

の三首の歌が、「高松宮歌合」における有房の詠歌である。また、『覚綱集』にも、前掲旧論に示し、中村氏も指摘されるように、

高松宮の歌合に、雨中草花といふことを（三一）

高松宮歌合に、関をへだつる恋を（四八）

と、二首、「高松宮歌合」における覚綱の詠歌が載る。以上の二集の詞書によって、有房や覚綱が「高松宮」と呼ぶ人の許で歌合が催されたことがあることは、厳然たる事実である。また、「高松宮」という呼称が、単に特定の人物が個人的に用いた呼称というわけではないことも、これで明らかである。

いま一つ、これも久保田淳氏と中村氏が指摘された事実であるが、『檜葉集』にも、「高松宮」の名が見出せる。『檜葉集』は、跋文によると、嘉禎三年（一二三七）六月五日の成立であるが、少々時代が降る私撰集の記載であるとは言え、やはり注意されてよい。その集において、

高松宮ノ御籠僧ニ侍ケルコロ、月ノアカ、リケルヨ、カノ「心アラバクモルナミダヨマテシバシマタモミル
ベキアカツキカハ」トヨマセタマフケルコト思イデラレテ、ヨミ侍ケル 瞻空上人（五七五）

という詞書に載る「高松宮」は、「宮」の「御籠僧」であった瞻空（世尊寺伊行の男）の詠歌というわけで、この呼称は間違いないことを示す、好資料であると言つてよい。それに、何より大事なものは、この詞書から、「高松宮」その人が「心アラバ」という歌を詠んでいる歌人でもあることが判然とする、という事実である。「高松宮」は、有房や覚綱等が集うた歌合の主催者として、歌人等の支援者であつただけではない、ということになるのである。

実は、中村氏が指摘されたところであるが、「高松宮」の詠歌が、『月詣集』に四首、九冊本『宝物集』に二首、収められている。

『月詣集』の四首というのは、

（落花をよめる）

高松宮

一九五 こずゑには心のみこそとまりけれをしみにきつる花はのこらで

見衣恋を

高松宮

三七六 しらせばやくすにはつるる袖のうちに入りぬるたまのぬしは誰ぞと

関をへだつる恋といへる心を

高松宮

五〇二 恋にねてこひぢにまよふ関の名はいはねどしるきなこそなるらん

九月十三夜に月くもりて侍りければ 高松宮

七四六 天つ風雲ふきはらへなほ年にふたよの月は今宵ばかりぞ

である。また、九冊本『宝物集』の二首とは、

高松宮

(二〇二) 暁はいける物かはよひはたゞこずもあらんと思ふ斗ぞ

高松宮

四一三 それとだに知事ならばめぐりあふむつの道をもたままし物を

である。二〇一番の歌には、「凡例」によると、『宝物集』の「他の伝本には見えず、九冊本系統の諸本に初出の和歌であることを示している」という、括弧で歌番号が囲んである。つまり、もう一首の四一三番の歌は、異種本の多い『宝物集』の諸本に全て共通して載る歌なのである。伝承にゆれがないというわけである。

「高松宮」は、歌合を主催し、自身でも歌を詠む人であったわけであり、久保田淳氏は、『月詣集』の五〇二番「関をへだつる恋といへる心を」の歌について、

歌題の一致と作者名から、本歌合（「高松宮歌合」を指す。犬井注）での詠と見なしたのである。

と指摘しておられる。「高松宮」は、定家が『新古今和歌集』からその詠歌を切り出したがために、勅撰入集歌人とはなれなかったが、そうして、詠歌が数多く残された人ではなかったが、歌詠みであったことは、以上から、間違いないと言ってよからう。

和歌の方面での資料から拾い得る「高松宮」は、以上のとおりであるが、いま一つ、『今鏡』²³の「御子たち 第八」の「腹々の御子」の章、鳥羽院の宮たちについて記した条に、その名前が見える。この条は、その書き出しに、

鳥羽の院の宮は、女院二所の御腹の外に、三井寺の六の宮、山の七の宮とおはしますなる、御腹石清水の流れとなむ聞き奉る。

とあるように、鳥羽院の子女の内、待賢門院璋子と美福門院得子の二女院以外の女性を母とする人たちのことを記している。引用のように、六の宮（道恵）・七の宮（覚快）をはじめとする八幡別当光清女腹の子女——他に

阿夜御前が記されている——にはじまり、宰相の中将家政女腹の子女——吉田意宮——、徳大寺左大臣実能女腹の子女——春日姫宮——と続けて記した後、母の名前を全く示さない形で、

また勢賀院の姫宮、斎院の姫宮、高松の宮など聞えさせ給ふも、おはしますなるべし。

と述べているのである。ここに「高松の宮」なる呼称が見出せるわけである。

『今鏡』の作者が、昨今説かれるように、歌人としても知られる寂超（藤原為経一一一三？—一一八〇生存）であるかどうかは別として、一四〇首余りの和歌・連歌を載せるこの書は、鏡物ではあるが、和歌とも密接に関わる作品と言ってよく、そこに、和歌の方面での資料に見られた「高松宮」の呼称が見出せるのも、あるいはごく当然のことであるのかも知れない。

とにかく、「高松宮」という呼称は、史書の類には全く見出し得ないにもかかわらず、和歌に関する文献には散見する、という事実は、その呼称の通用した範囲を限定できるかも知れないという点で、興味深いわけであるが、ここに、問題が二つ残っている。中村氏が「高松院」と「高松宮」とを別人として扱うべきだという提言をされた所以の事実なのであるが、その一つは、『月詣集』内部の問題で、

月詣集は877番詞書に「高松院」と見えるにもかかわらず作者名表記には「高松宮」とあり、
 という御指摘の点である。前引のように、『月詣集』では、詠者名として「高松宮」と表記する。一方、八七三番歌の詞書には、

二条院御時高松院中宮と申しけるに、さまかへさせおはしましたりける次の年八月ばかりに、昔思ひ出だされてよみ侍りける
 高松院右衛門佐

と、「高松院」の称を用いている。中村氏は、この事実を以って、「高松宮」は高松院妹子にあらずという考え方の証拠の一つにされたわけである。極めて説得力のある証拠の提示であり、納得できそうな考え方であると言える。

ただ、中村氏の論理が成り立つのは、『月詣集』では詠者名と詞書中の同一人の呼称とが全て整然と同じ表記

になつてゐる、という場合に限られることになる。

実は、稿者は、昭和五十八・九年の二年間、勤務校の教育研究科修士課程の「日本文学史」の演習において、『月詣集』の歌人伝の検討を試み、院生諸君と協力して、かなりの『月詣集』歌人について調査を行なつたのであるが、その過程において、何人かの歌人が、詞書中の呼称と詠者名との間で異なることがあると判明した。——
 当時は、「高松院」「高松宮」も、その数の一つであつたことを申し添えておく——。その折の調査の底本が活字本の『統群書類従』であつたこともあり、深い穿鑿は放置したままであつた。今回、杉山重行氏の近著『月詣和歌集の校本とその基礎的研究』²¹の労作によつて、本文を確認し、なおかつ、周到な「作者略伝」と「詞書人名索引」とを活用させていただき、その結果、稿者の授業時に判明した以外にもいく人かの例が見出せたのだが、やはり、詞書中の呼称と歌の詠者名とが必ずしも合致しない人物がいるのである。

『月詣集』の編者賀茂重保の名が、詠者名の方は「賀茂重保」で統一されている一方で、詞書においては、「神主重保」「重保」「賀茂重保」など様々であることは、よく知られている。これは、編者であることも関わつていようが、しかし、詞書と詠者名が不統一であることは、かわりがあるまい。いま一例示してみよう。道因法師（俗名藤原敦頼）は、詠者名として、

白河の花をみてよめる 道因法師（二二九）

（七夕をよめる） 道因法師（六二一）

と、「道因法師」と表記されているが、

藤原敦頼住吉にて歌合し侍りけるに、旅宿時雨といふことをよめる 小侍従（二七五）

と、詞書には俗名で表記されているのである。この小侍従の歌は、道因主催の嘉応二年十月九日の「住吉社歌合」の詠であるわけで、「藤原敦頼」は道因であつて、別人ではない。従つて、ここは、「道因法師」なら「道因法師」で、「藤原敦頼」なら「藤原敦頼」で、統一があつてよいところである。それが、統一されてはいないのである。二種の小侍従の家集（『太皇太后宮小侍従集』七七番、『小侍従集』三三番）は、共に「旅宿時雨」「た

びのとまりのしぐれ」と、歌題を示すのみであるが、『月詣集』の編者賀茂重保は、小侍従の歌を拾った資料に記されていた詞書の「藤原敦頼」の方には手を加えず、詠者名の「道因法師」だけを統一したのかも知れない。そのように思わせる程、つまり、詞書は原資料にあまり手を加えずに編んだのではないかと思われる程、『月詣集』には、同一人物について詞書での呼称と詠者名とが合致しない例が見られるのである。問題の「高松宮」という詠者名と「高松院中宮と申けるに」という詞書における「高松院」との齟齬は、確かに、両者を別人と判定するための極めて有力な証拠にはなりそうである。しかし、詞書で「高松院中宮と申けるに」としたのが、高松院姝子に任えた「高松院右衛門佐」であるわけで、その右衛門佐が主人のことを「高松宮」と表記するはずがない。『月詣集』編者賀茂重保の方は、既に『統詞花集』²⁵（永万元年一一六五以後成立）に「高松院衛門佐」の名で入集しているこの女性の詠者名を、いま一首の五七四番と共に、「高松院右衛門佐」として、詞書の方も「高松院」のままにしておいた、こゝも考えられるわけである。——尤も、『統詞花集』の歌については、高松院右衛門佐の詠とは認めない考え方もあるが²⁶。

以上のごとく、『月詣集』に見られる「高松宮」と「高松院」との表記の相違は、興味深い事実ではあるが、この事実を証拠として「高松宮」と「高松院」とは別人であることまでの結論を導き出すことに躊躇をおぼえる稿者なのである。勿論、これを以って、積極的に、両者は同一人物であると論証できるわけではないのであるが。和歌に関連する文献に見られる「高松宮」という呼称で「問題が二つ残っている」としたいま一つは、『今鏡』においても「高松宮」と「高松院」の双方の呼称が見られる、という事実である。中村氏が、両者を別人と推定される際に、この事実を証拠の一つとされ、

今鏡（御子たち 第八 腹々の御子）と帝王編年記は鳥羽院皇女として、高松院とは明らかに区別して高松宮の名を挙げるが、

と述べられたところである。『今鏡』の「御子たち」に見える「高松宮」は、さきに引いたところであるが、中村氏が言われるように、『今鏡』には、別に、「すべらぎの下」の「虫の音」と「大内わたり」²³において、

近衛の帝生まれさせ給ひて後、永治元年十一月にや侍りけむ、辛酉の年、また姫宮六条殿にて生み奉り給へりし。二条の帝、東宮と聞えさせ給ひし時、保元元年の頃、御息所と聞えさせ給ひて、帝位に即かせ給ひしかば、平治元年二月二十一日、中宮と聞え給ひしに、永曆元年八月十九日、御惱みとて、御髪剃させ給ふ。御齡二十とぞ聞えさせ給ひし。いと類なく侍りき。応保二年二月十三日、院号ありて高松の院と申す。

(虫の音)

大嘗会など過ぎて、年も替りぬれば、院の姫宮東宮の女御に参り給ふ。高松の院と申し、御事なり。前の齋院とて、今の上西門院のおはしましを、御母にしたてまつらせ給ふと承りし。母后美福門院おはしませば、別の御母なくもおはしますべけれども、いますこしねんごろなる御心にや侍りけむ。(大内わたり)と、「高松院」と呼んで、姝子のことを記しているのである。こう見ると、「御子たち」の「腹々の御子」に見える「高松の宮」の称、即ち、

又勢賀院の姫宮、齋院の姫宮、高松の宮などきこえさせ給ふも、おはしますなるべし。

は、「高松の宮」で、高松院姝子とは別人と考へる必要があるという中村氏の御見解は、説得力がある。ただし、この三つの記事から「高松院」と「高松宮」とを別人と判断するには、いまし吟味を要すると稿者は考へる。長々と「虫の音」「大内わたり」の記述を引用し、「腹々の御子」を重複を厭わず引用したのは、故ないことではない。その記述のあり方を比較したかったからである。「虫の音」では、「生みたてまつり給へりし」「聞えさせ給ひし時」「帝位に即かせ給ひしかば」「中宮と聞え給ひしに」「御齡二十とぞ聞えさせ給ひし」「いと類なく侍りき」と、「き・し・しか」叙述によって記し、「高松の院と申す」と言い切っている。また、「大内わたり」の方も、「高松の院と申し、御事なり」と言い切った後に、「上西門院のおはしましを」「承りし」と、「き・し・しか」で叙述する。勿論、『今鏡』の老女の昔語りという形式から見ても、この「き・し・しか」は、必ずしも作者の直接体験の叙述ではあるまい。しかし、作者は、「高松の院」について老女に語らせる時には、必ず「き・し・しか」によって、老女が実際に見聞したとして語らせるのである。一方、「高松宮」の方はどう

かというところ、「なごきこえさせ給ふも、おはしますなるべし」と、作者は老女に推量して語らせているのである。この差異は、注目されてよからう。

ちなみに、「腹々の御子」の鳥羽院の子女について記した部分では、「山の七の宮とおはしますなる」「聞き奉る」「別当の娘となむ」「阿夜御前と聞えさせ給ふ、御髮剃して双林寺といふ所にぞおはしますなる」「寺の宮は、一年失せ給ひにけり」「親王になり給ふとぞ」といった具合に、語り手老女に自信のない事柄は伝聞の語り方をさせ、「宰相の中將家政ときこえし御女」「鳥羽の院の女みこ生み奉り給へりし」「吉田の齋宮と申しき」「尊きこえさせ給ひき」といった、老女が直接体験した事柄とは区別して語らせているのである。こう考へると、「勢賀院の姫宮」「齋院の姫宮」および問題の「高松の宮」について、異例ともいふべき、母親の名を示さない形で、「なごきこえさせ給ふも、おはしますなるべし」と推量の形で老女が語っているのは、『今鏡』の作者にはそれなりの理由があったからだ、と判断する方が妥当であると思う。

『今鏡』の作者が「高松宮」などについては推量の形で老女に語らせた理由は、確かなことは、鏡物とはいえない一種の創作であり、分らないのだが、現在残された資料条件の許でという条件付きで、推測できる事柄がある。それは、「高松宮」と並べて掲げられている「勢賀院の姫宮」と「齋院の姫宮」が、これと確定できる人物がいない、という事実を傍証とする事柄である。この二人については、海野泰男氏が、

勢賀院の姫宮 不詳。官子内親王は白河院皇女であるので、これとは別人。三六二頁表の⑩（『紹運録』にのみあり）（「姫宮」のこと、犬井注）及び⑪（『帝王編年記』にのみあり）（「華園宮」のこと、犬井注）と同一人であるか否かも不詳。

齋院の姫宮 表の④嬉子内親王か。長承元年賀茂齋院に卜定されたが翌年薨じている。但しこの巻では后腹の皇子皇女は挙げないのが原則なので、④と同じとするとその点が不審である。しかし他に齋院をつとめたことが明らかな皇女もないので、いま④と同人としておく。

と述べられたところが、『今鏡』研究の現段階である。ちなみに、竹鼻績氏は、

勢賀院の姫宮と齋院の姫宮とは手掛りもえられないが、

とされている。それに、海野氏の「齋院の姫宮」を嬪子内親王と見る考えも、強い主張ではなさそうである。

とにかく、「勢賀院の姫宮」も「齋院の姫宮」も、現在の資料条件では、未詳とせざるを得ない人物である。こうなると、この二人と共に「なごきこえさせ給ふも、おはしますなるべし」と老女が語った「高松宮」も、未詳としておいた方が妥当である。海野氏が「この巻では后腹の皇子皇女は挙げないのが原則」であると言われるとおりであるから、この「高松宮」が美福門院腹の高松院子であるはずはない。その点で、中村氏が、これを証拠として、「高松宮」と「高松院」とを「区別して扱うべきである」と言われる点は、諸手を挙げて賛成する。しかし、稿者は、呼称にとどまらず、その「高松宮」という人物そのものを、『今鏡』の鏡物という文芸作品中の記事としては認めるにしても、疑ってかかるのである。

貴族の日録類と和歌に関わる文献の中に、「高松宮」を探ってみた。その結果、以上に見たとおり、史料とも言うべき貴族の日録類には「高松宮」の称が全く見えず、和歌等の文芸作品の中にはその名が散見することが判然とした。これは、興味深い偏りではある。

何故に貴族等の日録類には「高松宮」の呼称が見出せないのであろうか。その可能性をいくつか挙げてみると、まず、「高松宮」なる人物が実在しなかった、という可能性が想定できる。しかし、これは、現に歌書の類には「高松宮」なる人が歌合を主催し、自身で歌を詠んでいることが示されているわけであるから、消去してよい想定である。次に、日録の類を残した人達には「高松宮」について見聞するところがなかった、という可能性も想定できる。そうして、これは、あり得ることではある。しかし、「高松宮」と、「宮」の称が用いられている人であるからには、必ず皇室に関わる人であったはずで、稿者が本稿において参照した日録類の筆録者、頼長・忠親・信範・兼実・経房あたりの貴族であれば、見聞の無いことの方が不自然であり、これも消去されてよい想定である。とすれば、残るは、日録類を残した人々が「高松宮」に関して記録することを憚った、という可能性である。そうして、これが最も蓋然性があるろう。何故に憚ったのか、それは分らない。皆が知っていることで

はあるが公然とは誰も口にしなかったことは、当時でもあった。角田文衛氏が初めて指摘された、『玉葉』¹¹の建久二年四月二十四日の条に記される、高松院姝子所生の子供の件、

今日、澄憲真弟子

御室御弟子、高松院御腹、澄憲令生之子也。雖密事、人皆知之。

於仁和寺、受戒灌頂。

の中の「雖密事、人皆知之」などは、その好例と言ってよからう。「高松宮」も、何かの理由で人々がかたく口を閉じたのかも知れない。そうして、定家が「高松宮」という詠者名を示した歌を『新古今集』から切り出したのも、勅撰集という晴の集に「高松宮」という憚るべき呼称が登録されるのを回避しようとした結果であるのかも知れない。それはそれとして、貴族の日録類等に「高松宮」の称が見出せないのは、私的な日録とは言え、「高松宮」について記録することが憚られたことが原因であると、稿者は推測している。

一方、『有房集』『覚綱集』といった私家集や、『月詣集』『植葉集』などの私撰集、また、『今鏡』という鏡物、これらは、いずれも、私的な文芸活動の結果であるわけで、憚ることもなく「高松宮」の称が記されたと見てよい。「高松宮歌合」も、私的な催しであった。

中で、『月詣集』は、知られるように、賀茂重保が、賀茂別雷社へ人々が月詣でをするという発想で奉納した私撰集であり、神に奉納するという点では、私撰集とはいえ、いささか晴の要素を持っているわけであるが、この集に「高松宮」の歌が四首入集している事実は、「高松宮」という人物についての重保のとらえ方が窺える点で、興味深いのである。具体的にみてみよう。

前掲のごとく、『月詣集』には、「高松宮」の詠歌が四首収められている。四首という数は、この集の入集歌人の中で、とびぬけて多い数ではなく、むしろ少ない部類に入る。しかし、「高松宮」という「宮」の語を許されているわけだから皇室の出である人という見方をすると、四首という数は極めて多い数なのである。稿者の担当した大学院の数年前の演習時に作製した人物索引を最近の杉山氏の大著の「作者略伝」²⁰によって確認しつつ示すと、歴代天皇は、鳥羽院一首・崇徳院二首・後白河法皇一首・二条院三首・高倉院一首という数で、最も多い二条院御製でも「高松宮」の四首に及ばない。崇徳天皇中宮の皇嘉門院一首・近衛二条二代の後である太皇太后

宮多子二首、白河天皇皇子の高野法親王一首・後三条天皇皇子の輔仁親王一首・後白河院皇女の前々斎院式子一首と、中宮・后や皇子・皇女は殆んど一首である。仁和寺二品法親王（守覚）のみが、十二首と、飛び抜けて多い他は、皇室関係の人々の入集歌は、ごく少ないわけで、「高松宮」の四首は、実は破格の扱いなのである。

『月詣集』の編者重保は、賀茂別雷社に奉納する歌集として、歴代天皇を始めとして、皇室関係の人々の歌を、基本的には各一首を撰入し、例外的に複数の歌を撰入した、と見てよい——ちなみに、崇徳院の二首の中の一一首は十一首も入集している待賢門院兵衛との贈答歌である——。以上は、皇室関係の人々の入集歌全てを示してみたその数からの一つの推論である。守覚法親王の入集歌が十二首と多いのは、後白河院の皇子であったからではなく、むしろ、皇室とは離れたところで、御室歌壇の中心として、歌界に重要な地位を占めていたからである。が、「高松宮」が皇室出の人としては比較的多い四首の入集歌を見るのも、やはり、皇室とは離れたところの「宮」、という把握が重保にあったではあるまいか。尤も、守覚法親王程には、この「宮」は、歌界の活躍はないが。とにかく、「高松宮」という宮は、皇室の出ではあっても、皇室の人という強い意識を以って重保が遇する必要がなかった、むしろ、臣籍の主要歌人と同じ扱いをされている、かように推測するのである。

以上の本節の検討を通じて、「高松宮」と呼ばれる「宮」の一面が、いささかながら判明したと思う。しかし、「高松宮」と「高松院」とが同一人物であると証明できたわけではなく、また、両人が別人であると立証できたわけでもない。この点に関しては、現在のところ、一切不明というほかはないのである。

実は、最初に言及すべきであったことがらだが、文献証拠を探ってみても、高松院妹子と「高松宮」とは同一人物であるということを明言する直接証拠は、現在の資料条件では、無い。また、その逆に、高松院妹子と「高松宮」とは別人物であるということを示す直接証拠も、現在の資料条件では、無い。直接証拠が無いからこそ、本稿のように、間接証拠を提示して、それによって立証課題に支えとなる事柄を証明し、それを重ねて、立証することになるのである。そういう手続きを踏まざるを得ないのである。²⁷

「高松宮」と高松院妹子に関して、同一人物であるか別人であるかを検討した結果、中村氏の挙げられた証拠

とそれを以ってされる論理とでは、「高松宮」と高松院とは別人であるとまで証明できないことが判明した。しかし、本節の検討を通して、本節において提示した証拠と稿者の論理とによって、「高松宮」と高松院妹子とは同一人であるとも別人であるとも、確定できない、ということは判明した。稿者は、ここで、中村氏の御見解とは全く別に、改めて、「高松宮」は高松院妹子ではない可能性もある、また、同一人物である可能性もある、という提言をしておくことにする。

△五△

次に、「双林寺宮」と呼ばれる「宮」について吟味してみたい。この「宮」について吟味する所以は、稿者が、旧論において、『覚綱集』に言う「ある宮ばら」をこの「双林寺宮」であると推測し、一方、中村氏は、「高松宮」と「双林寺宮」とが同一人である「可能性」「蓋然性」があると推測されたことによる。このことを、改めて確認しておいて、検討を始めたい。

稿者が前掲旧論において、そうして、中村氏がその御論考において、「双林寺宮」と呼んで検討の俎上に上せたそもそのの出発点は、本稿第三節にも引いた、『本朝皇胤紹運録』に鳥羽院の皇女として示されている、

姫宮高陽院姫宮是也。雙林寺宮。母光清法印女。

の記事である。この「姫宮」のことを「双林寺宮」として、論証を重ねたわけである。そこで、この『本朝皇胤紹運録』の記事から、改めて吟味を試みたいと思う。

稿者は、本稿第三節において、「高松院」の略年譜を辿り、この『紹運録』が、高松院の母について「母光清法印女」と誤ることを指摘した。高松院の母に関する記述にとどまらず、この『紹運録』の記載には、誤謬が散見するわけで、皇室に関わる人物の考証のための証拠能力は認められるものの、その証拠価値が高いとは言えないのである。この「双林寺宮」と注記される「姫宮」の記事についても、全幅の信用はおけない。特に、高松院妹子の条でこの書の誤謬とした「母光清法印女」という記載が、この「姫宮」にもあるわけで、『紹運録』の記

載は要注意である。第三節において、「二人の皇女の『母法印光清女』という記載は、他に有力な証拠が無い限り、信用しない方が良い」と述べたことを、ここで改めて繰り返しておくことにする。

但し、「双林寺宮」と呼ばれる「宮」は実在した。中村氏が指摘された事柄の内、

定能卿記・建久三年四月二十五日条の「雙林寺宮御仏事法花曼多羅」、及び御室相承記の「建久六年正月二十三日己酉、…雙林宮御即位」の記事と合わせて、この皇女に対しては「雙林寺宮」の呼称が定着していたと推測される。(傍線犬井)

とある『定能卿記』『御室相承記』の記載は、稿者は未調査であるが、一一九二年あたりには「双林寺宮」「双林宮」と呼ばれる「宮」が仏事を取り行ない、一一九五年に死亡していることを示しており、中村氏は貴重な事実を示されたものである。

その「双林寺宮」は、前掲旧論に注として指摘し、中村氏も言及しておられるように、『千載集』『月詣集』²¹入集の式子内親王の歌の詞書にも、見出すことができる。即ち、

賀茂のいつきははりたまうてのち、からさきのはらへ侍りけるまたの日、さうりんじの御ごのもとより、きのふなにごとかなど侍りける返事につかはされ侍りける

からさきの御はらへよりかへらせたまひたりけるつぎの日、さうりんじの宮より、きのふの御ことどもいかなど申させ給ひたりければ

前前齋院(月詣八二〇)

という詞書がそれである。式子内親王が、賀茂の齋宮を降りて後、唐崎の御祓の翌日、「双林寺の御ご」「双林寺の宮」から「昨日何事か」「昨日の御事ども、いかが」と便りがあった、というのであるから、「双林寺宮」は、式子に近しい「宮」と見てよく、『紹運録』が鳥羽院皇女「姫宮」にこの宮の名を注しているのも、強ち故なしとしないであろう。なお、この件に関して、前掲旧論の訂正をしておく。「注」の「41」において、『千載集』九七三番の詞書を引いて、「加茂齋院の交代さえ知らない生活をしていた綾雲尼なのである」(傍点本稿)と述べたのは、稿者の誤読であり、「このような生活をしていた綾雲尼なのである」と訂正し、不注意な誤読の

御わびを申し上げる。

『本朝皇胤紹運録』が、鳥羽院の皇女の一人に「双林寺宮」と注し、「母光清法印女」と注することに関し、実は、有力な傍証がある。それは、「高松宮」を吟味した前節において検討した、『今鏡』の「御子たち 腹々のみこ」の章である。いま一度、その冒頭を示すと、

鳥羽の院の宮は、女院二所の御腹の外に、三井寺の六の宮、山の七の宮とておはしますなる、御腹石清水の流れとなむ聞き奉る。俊頼の撰集に、鹿の歌など入れて侍る光清法印とかいひけむ別当の娘となむ。小侍徒など聞ゆるは、小大進が腹にて、これは前のはらからなるべし。白河の院の御時より、近く侍ひて、鳥羽の院には、御子あまたおはしますなるべし。またその同じ腹に、阿夜御前と聞えさせ給ふ、御髮剃して双林寺といふ所にぞおはしますなる。寺の宮は、一年失せ給ひにけり。山のは法印など申し、親王になり給ふとぞ。

とある。鳥羽院の皇子・皇女で、八幡别当光清女腹の人々について、老女が語る一節であるが、「阿夜御前」という皇女が鳥羽院の皇女で、双林寺に住む、というのである。前節でも指摘したように、この「腹々の御子」の条は、老女が伝聞回想で語る、という形式を採っており、しかも、『今鏡』そのものが、「鏡物」であるわけ、証拠価値が高いとは言えない。しかし、『今鏡』の作者が鳥羽院の「腹々の御子」の事どもを書き記したいという意図を持って執筆したことは間違いない、嘉応二年（一一七〇）かと推測されているこの書の成立の頃までにかような伝承があったからこそ、傍線を施した部分のごとき記述が行なわれた、と考えてよい。そういう意味では、この『今鏡』の記載は、証拠価値は低いとはいえず、証拠能力はある、と言ってさしつかえあるまい。

さらに、『紹運録』における「母光清法印女」という記載は「有力な証拠が無い限り」信用できないとしたが、『今鏡』のこの記事は、「有力」とまでは言えないにせよ、証拠にはならぬ。そういう意味で、稿者は、『本朝皇胤紹運録』が記す、鳥羽院皇女「双林寺宮」は信じてよいと判断する。

問題は、その「双林寺宮」が「高松宮」と同一人物であるか否か、である。このことを証明する直接証拠、つ

まり、「双林寺宮」と「高松宮」とが同人であるとするとする文献証換も、別人であるとするとする文献証換も、現在の資料条件では、無い。「高松宮」と高松院姝子の場合と、事情は全く同じであり、間接証換による論証を重ねる外はないのである。

「双林寺宮」という呼称は、中村氏御指摘のように、『定能卿記』や『御室相承記』等の記録類に、憚るところなく記されている。その点では、「高松宮」とは扱いが異なる。しかし、これは、「高松宮」の呼称が憚られたからこそ「双林寺宮」の称で記録された、という推測を許すことになり、「双林寺宮」と「高松宮」が同一人か別人かという考証のための証換事実としては、有効性がない。そういう点で、この事実は不問に付しておく。

「高松宮」が、晴の場である『新古今和歌集』から歌を切出され、その名が削られたのに対して、「双林寺宮」が、『千載集』の詞書の中にその名が記されているのも、両者の扱いの大きな差異である。しかし、これとても、勅撰集の下令者が異なり、撰者が異なり、集そのものの性格が異なり、撰集の時代背景が異なるわけであるから、「高松宮」と「双林寺宮」とが同一人であるとか別人であるとかを論証するための有効性のある証換事実とは言いがたい。前条と同様、不問に付したい。

「高松宮」が、私的な和歌の場においてその名を憚るところなく録されているという事実に対して、「双林寺宮」の方は、それが比較的少ない。特に、高松宮は、歌合を主催し、自身で詠歌しているのに対し、「双林寺宮」は、歌活動の資料が無い。『月詣集』『千載集』に載る式子内親王の歌から窺えるところも、「双林寺宮」の便りには散文で、式子内親王が歌で返事をした、と取らざるを得ない。とにかく、「双林寺宮」には、歌の活動の記録がないのである。これも、「高松宮」とはかなり相連する事実である、とは言える。ただし、これも、記録されては残らなかつただけで、「双林寺宮」も詠歌したことはある、当時の「宮」としての常識程度には、という論法が成り立つわけで、「高松宮」「双林寺宮」の同一人・別人の考証の決めてにはなるまい。

以上の如く、稿者の吟味した限りの「高松宮」「双林寺宮」に関わる諸文献の範囲では、「高松宮」と「双林寺宮」とを同一人物と判定できる程の証換は見出し得ない。また、逆に、別人であるということを経極的に証明

できるだけの間接証拠も、見あたらぬ。稿者は、「高松宮」と「双林寺宮」とを、同一人物とも別人とも、決定し得ない、という結論を提出せざるを得ない。中村氏は、繰り返すようだが、同一人物とされる。そうして、それを否定するだけの証拠が無いのも事実である。

ただ、稿者は、本節で示した諸証拠、「双林寺宮」は記録類に憚るところなくその名が記される、「双林寺宮」の名は勅撰集に明記されている、「双林寺宮」には歌活動の記録が残されていない、という、一々「高松宮」と相反する証拠が重なって出て来ることに、注目する。その一つ一つは、稿者が「不問に付す」としたように、証拠価値は低い。しかし、証拠価値は低いながらも、同様の結論の推測を生むような証拠が複数にわたって認められる、いわゆる情況証拠としてこれらを見ると、「双林寺宮」は「高松宮」とは別人であるのではないかと推測する稿者である。

中村氏が、「高松宮」と「双林寺宮」とを結びつけて考えられたのは、先に引いたように、

帝王編年記に列挙される鳥羽院皇女を本朝皇胤紹運録と照らし合わせてみると、

という手続きからであった。『帝王編年記』の鳥羽院皇女の末尾に示される「高松宮」、『本朝皇胤紹運録』の鳥羽院皇子皇女の末尾に示される「双林寺宮」と実衡女腹の「姫宮」、これを重ね合わせることから始まって、「高松宮」と「双林寺宮」とを同一人物と認定しようとしたことは、方向としては妥当である。しかし、本稿第三節において、『帝王編年記』に見える「高松宮」には疑義があるとしたように、また、『紹運録』に見える「双林寺宮」という記載は『今鏡』の記事を傍証としてはじめて証拠価値の低い有効性があるのみであるとしたように、『帝王編年記』の記載も『紹運録』の記載も、考証のための証拠価値は極めて低い。それらを「照らし合わせて」、「高松宮」と「双林寺宮」とを同一人物かと想定された行き方は、その想定を裏付けるために示された諸証拠と推理の論理に興味深くかつ重大な発言があるとは言え、そのままでは従うわけには行かない、こう稿者は思うのである。

稿者は、中村氏の説かれた、「高松宮」は「双林寺宮」である可能性があるという、結論を否定するものでは

ない。その可能性もある、とは本節で示したとおりである。尤も、その逆に、「高松宮」は「双林寺宮」とは別人であるという可能性も、五割の確率で有ることも、申し述べた。さらに、情況証拠からは、「高松宮」は「双林寺宮」とは別人である可能性が強い、とも述べた。ただし、こちらは、複数の情況証拠を重ね合わせたりえでの推測、有力な根拠の少ない推測にすぎないのであるが。

△六V

中村文氏の御論考に啓発されて、というより、導かれて、「高松院」「高松宮」「双林寺宮」について、稿者なりの吟味を試みた。稿者が提出した新証拠というのは全くなく、中村氏をはじめとする諸先覚の示された文献資料を稿者なりに解読し整理したに過ぎない。

その結果、「高松院姝子」と「高松宮」とは別人である、「高松宮」と「双林寺宮」とは同一人物である、という中村氏文氏の御見解は、確かであるのかも知れないが、氏の御論考の限りでは、つまり氏の提示された証拠とそれを以ってされる推理の筋道の限りでは、証明が尽されたとは言いがたい、という結論に至った。そうして、その過程で、稿者のとらえる「高松院」「高松宮」「双林寺宮」の関係が提示できた。即ち、「高松宮」と高松院姝子とは同一人であるとも別人であるとも、確定できない、という点であり、いま一つ、「高松宮」と「双林寺宮」とは同一人であるとも別人であるとも、確定できない、という点である。なお、後者については、情況証拠から、別人である可能性が強い、という見解を申し添えて、結論とした。

以上の検討を通じて明らかにできた事柄によって、稿者は、前掲旧論に関して、大きな修正を一つ行なった。高松院姝子の母を八幡別当光清女とした旧論の誤謬を、美福門院得子と訂正した点である。いま一つ、旧論で誤読を犯した『千載集』入集式子内親王歌の詞書の解を、言い改めて、訂正した——いま一つ、本稿とは関わりなのだが、『山家集』に載る「ある宮ばら」の詞書を引いた際、最初は「七五五」番と正しく歌番号を示した

が、後に言及した際に「七^七五番」と誤った(二〇九頁)。私信で御注意を賜わった稲田利徳氏に御礼を申し上げ、ここで「七五五番」と訂正させて頂く。

このように、前掲旧論には訂正すべき点がいくつかあるが、中村文氏の「源有房考」における御発言はあるものの、現時点では、「高松院妹子」「高松宮」そうして「双林寺宮」に関わる稿者の推論は、大幅な修正を行なう必要はない、と考える。勿論、拙論旧稿は、高松院妹子と「高松宮」とを安易に同一人物とし、その呼称を混同している点なきにしもあらずで、反省すること頻りであり、『本朝皇胤紹運録』の吟味もせずに、従って「高松宮」と「双林寺宮」とが同一人である可能性が残っている点を考慮していないなど、多少の修正は必要である。しかし、中村氏の言われる「従来」の先覚の御考えに従ったままで進めた前掲旧論は、ひとまずそのまま提出しておいてもさしつかえない、と判断している。

尤も、本稿において明らかにした事柄と前掲旧論における考察との間に、矛盾と思われる点が無いではない。本稿において「双林寺宮」には歌活動の資料がないとしたが、旧論は、覚綱や西行と歌の面で交流のあった「ある宮ばら」をその「双林寺宮」であろうとした点が、その最たるものである。本稿は、高松院・高松宮・双林寺宮の関わりを検討するに急で、旧論の考察には触れるいとまがなかった。それらについては、旧論の統稿「下」で言及を試みたい。

勿論、『覚綱集』および『山家集』に見える「ある宮ばら」の固有名詞を追求することが主たる立証課題でなかったとはいえ、事実考証を試みた前掲拙論が、諸資料の証拠能力の有無の吟味も、また、その証拠価値の高低の吟味も行わず、なおかつ、各々の文献の個々の記事の正誤の検討も行わずに、論を進めたことを恥じつつ、急遽本稿を報告しているのではあるが。

旧論を御高覧賜わった方々には御迷惑をおかけしたわけで、ここに衷心よりおわび申し上げる次第である。また、先覚の御研究を参看せずに論を進めた旧論の不備について御教示を賜わった井上宗雄氏・松野陽一氏、御論考別刷を御恵与下され、御教示に与った中村文氏には、あつく学恩を御礼申し上げます。お陰を以って、遅まきな

- 注
- 1 『山家集』『覚綱集』の引用は、それぞれ、『私家集大成』所収による。濁点稿者。
 - 2 『今鏡全釈下』昭和五八年七月刊。引用部分の③④は、そこに掲げられた「鳥羽院皇女」一覧表の通し番号である。
 - 3 講談社学術文庫『今鏡(下)全訳注』昭和五九年六月刊。
 - 4 「古代文化」第二五卷7・8合併号(昭和四八年)、『王朝の明暗』昭和五二年3月刊に再録。
 - 5 『新訂増補 国史大系』所収による。
 - 6 『群書類従 卷第六十』所収による。
 - 7 『群書類従 卷第六十五』所収による。
 - 8 『増補史料大成 台記』による。
 - 9 『増補史料大成 山槐記』による。
 - 10 『増補史料大成 兵範記』による。
 - 11 国書刊行会本『玉葉一・二・三』による。
 - 12 『増補史料大成 吉記』による。
 - 13 『群書類従 卷第四十四』所収による。
 - 14 『国史文献解説』昭和三二年9月刊。
 - 15 国書刊行会本『明月記』による。

がら、本稿のごとき検討を試みる事ができた。本稿の吟味は、本来ならば、前掲旧論の中で済ませておくべき吟味であったわけだが、それにしても、かような吟味を試みる契機をお与え下さった前記三氏、そうして、続稿「下」の報告に先立って、「上」の補訂を試みることを御許可下さった編集委員長に、御礼を申し上げたいと思う。

未完の前掲旧論の続稿「下」は、本稿における補訂をふまえてつづ、本誌次号において、進める所存であることを、申し添えておく。

- 16 『新古今和歌集の基礎的研究』昭和四三年三月刊の第五章「切継時代」。
- 17 『新編国歌大観 第一巻 勅撰集編』昭和五八年二月刊。
- 18 『有房集』の引用は、『私家集大成』所収「有房II」による。濁点稿者。
- 19 「高松院右衛門佐とその周辺」(『和歌文学新論』昭和五七年五月刊、所収)
- 20 未刊国文資料「橋葉和歌集と研究」昭和三六年一月刊による。
- 21 『月詣集』の引用は、静嘉堂文庫蔵続群書類従本を底本とする『新編国歌大観』により、底本を同じくする、杉山重行氏著『月詣和歌集の校本とその基礎的研究』昭和六二年三月刊に示された校異を参照する。
- 22 九冊本『宝物集』は、古典文庫『宝物集九冊本』昭和四四年一月刊による。
- 23 『今鏡』の引用は、日本古典全書『今鏡』昭和二五年十一月刊による。
- 24 『小侍従集』は、二種とも、『私家集大成』所収による。濁点稿者。
- 25 『統詞花集』は、『新編国歌大観 私撰集編』による。
- 26 「新古今歌人総覧」(『国文学』昭和四四年十月号)など。
- 27 基本的な考証の方法は、小西甚一氏「事実考証論」(『言語と文芸』第六七号・昭和四四年十一月刊)による。
- 28 『千載集』の引用は、『新編国歌大観 勅撰集編』による。
- △付言▽ 本稿は、冒頭にも少々述べたとおり、昭和六十二年一月刊行(実際に配布を受けたのは、三月五日)の本誌前号所載拙論について、御高覧に供した井上宗雄氏・松野陽一氏の御教示を得て、中村文氏の御論考を拝読し、四月末日締切の本号に間に合わせるべく、執筆したものである。創卒の間の調査と執筆であり、調査文献の遺漏も多く、論理の面でも十分でないところが多々あると思う。大方の御教示を賜われれば幸甚である。